

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例の一部改正について

無形の民俗文化財について登録制度を創設する等のため、名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和6年2月9日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

記

1 改正理由・内容

文化財保護法の一部改正において、文化財の地方登録制度が法制化されたことに伴い、保存及び活用のための措置が特に必要である祭礼行事等の無形民俗文化財について、市登録制度を創設等するものです。

2 施行期日

令和6年4月1日

3 条例案・新旧対照・参照条文

別紙のとおり

（令和6年2月9日提出 総務部総務課）



令和 6 年第 号議案

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例の一部改正について

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 6 年 2 月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 182 条第 2 項」の次に「及び第 3 項」を加える。

第 2 条第 7 項を削る。

第10条第 1 項中「、第 2 条第 7 項の規定による同意が得られなかったとき」を削り、同条第 3 項中「（第 2 条第 7 項の規定による同意が得られなかったことによるものを除く。）」を削り、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条の次に次の 3 条を加える。

（市登録無形民俗文化財の登録）

第10条の 2 教育委員会は、無形の民俗文化財（法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する民俗文化財をいう。）（法及び県条例の規定による指定及び登録を受けたもの並びに市指定無形民俗文化財を除く。）で、かつ、名古屋市の区域内

に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを名古屋市登録無形民俗文化財（以下「市登録無形民俗文化財」という。）として登録することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ名古屋市文化財調査委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の規定による登録は、告示して行うものとし、その効力は、告示があった日から発生する。

（補助）

第10条の3 市は、市登録無形民俗文化財の保存及び活用に要する経費の全部又は一部につき、予算の範囲内で補助し、又は負担することができる。

（登録の抹消）

第10条の4 教育委員会は、市登録無形民俗文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなったとき、又は特別の事由があると認めるときは、その登録を抹消するものとする。

- 2 前項の規定による登録の抹消をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ名古屋市文化財調査委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第10条の2第3項の規定は、第1項の規定による登録の抹消を行う場合について準用する。
- 4 市登録無形民俗文化財が法若しくは県条例の規定による指定若しくは登録又は市指定無形民俗文化財の指定を受けたときは、市登録無形民俗文化財の登録は、抹消されたものとする。
- 5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するものとする。

第11条第1項中「及び前条第3項」を「、第10条第3項、第10条の2第2項及び前条第2項」に、「属せしめられた」を「属させられた」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、無形の民俗文化財について登録制度を創設する等の

必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例 (抜すい)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第 214 号。以下「法」という。）第 182 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、文化財の保存及び活用に関して必要な事項を定めるものとする。

(市指定文化財の指定等)

第 2 条 (略)

2 }
5 } (略)
6 }

7 有形の市指定文化財の所有者が変更した場合においては、教育委員会は、

指定について、新たに所有者となった者の同意を得なければならない。

(指定等の解除)

第10条 教育委員会は、市指定文化財がその重要性を失ったとき、第 2 条第 7

項の規定による同意が得られなかったとき、又は特別の事由があると認めるときは、市指定文化財の指定を解除するものとする。

2 (略)

3 第 1 項の規定による指定の解除 (第 2 条第 7 項の規定による同意が得られ

なかったことによるものを除く。)又は前項の規定による認定の解除をしよ

うとするときは、教育委員会は、あらかじめ名古屋市文化財調査委員会の意

見を聴かなければならない。
聞かなければ

4 }
5 } (略)
6 }

(市登録無形民俗文化財の登録)

第10条の2 教育委員会は、無形の民俗文化財（法第2条第1項第3号に規定する民俗文化財をいう。）（法及び県条例の規定による指定及び登録を受けたもの並びに市指定無形民俗文化財を除く。）で、かつ、名古屋市の区域内に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを名古屋市登録無形民俗文化財（以下「市登録無形民俗文化財」という。）として登録することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ名古屋市文化財調査委員会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定による登録は、告示して行うものとし、その効力は、告示があった日から発生する。

(補助)

第10条の3 市は、市登録無形民俗文化財の保存及び活用に要する経費の全部又は一部につき、予算の範囲内で補助し、又は負担することができる。

(登録の抹消)

第10条の4 教育委員会は、市登録無形民俗文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなったとき、又は特別の事由があると認めるときは、その登録を抹消するものとする。

2 前項の規定による登録の抹消をしようとするときは、教育委員会は、あら

かじめ名古屋市文化財調査委員会の意見を聴かなければならない。

3 第10条の2第3項の規定は、第1項の規定による登録の抹消を行う場合に
ついて準用する。

4 市登録無形民俗文化財が法若しくは県条例の規定による指定若しくは登録
又は市指定無形民俗文化財の指定を受けたときは、市登録無形民俗文化財の
登録は、抹消されたものとする。

5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するものとする。

(文化財調査委員会)

第11条 第2条第4項、~~第10条第3項~~、~~第10条の2第2項及び前条第2項~~の規
定によりその権限に~~属させられた~~
~~属せしめられた~~事項を処理し、及び教育委員会の諮問に
応じて文化財の保存及び活用に関する専門的事項を調査審議するため、教育
委員会の附属機関として名古屋市文化財調査委員会を置く。

2 }
5 } (略)
8 }

(参考 2)

参 照 条 文

文化財保護法（昭和25年法律第 214 号）抜すい

（文化財の定義）

第 2 条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) } (略)
- (2) }
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) } (略)
- (5) }
- (6) }
- 2 } (略)
- 3 }

（地方公共団体の事務）

第 182 条 （略）

2 （略）

3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定を行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

